

# ほう素等の排水基準に係る経過措置の 見直しについて（案）

平成 2 5 年 1 1 月

大阪府環境審議会水質部会

## 目 次

はじめに .....	1
1 ほう素等3項目の排水基準のこれまでの経過.....	2
2 公共用水域等のほう素等3項目に係る状況について.....	4
(1) 公共用水域 .....	4
(2) 上水道原水 .....	4
3 経過措置見直しに当たっての基本的考え方 .....	7
4 ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直しについて .....	9
(1) 暫定排水基準の見直し案について.....	9
(2) 暫定排水基準の適用期間について.....	19
5 上水道水源地域の見直しについて .....	20
参考資料 .....	24

## はじめに

平成 13 年 7 月の水質汚濁防止法施行令の改正により有害物質として追加された「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」及び「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の 3 項目については、水質汚濁防止法に基づき、排水基準を定める省令で水質汚濁防止法対象事業場に対し全国一律の排水基準を定めている。

また、大阪府においては、府民の健康の保護と生活環境の保全の観点から、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和 49 年条例第 8 号）により、上水道水源地域に立地する事業場等に対し、排水基準を定める省令よりも厳しい排水基準を設定している。さらに、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年条例第 6 号）により、水質汚濁防止法対象事業場以外の事業場に対しても同様の排水基準を適用している。

水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例及び大阪府生活環境の保全等に関する条例におけるほう素等 3 項目の排水基準については、一律排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な 17 業種の事業場に対し、経過措置として、平成 26 年 3 月 31 日を適用期限とする暫定排水基準を設定している。

これを受けて、知事は、これらの経過措置の見直しについて検討するため、平成 25 年 7 月 8 日付けで大阪府環境審議会に対し、「ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて」諮問を行った。

本部会は、本案件について、平成 25 年 7 月施行の排水基準を定める省令の暫定排水基準の見直しの状況や、対象事業場の排水実態等を踏まえ、専門的な見地から調査検討を行い、本報告を取りまとめた。

## 1 ほう素等3項目の排水基準のこれまでの経過

「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」及び「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の3項目（以下、「ほう素等3項目」という。）は、平成13年7月の水質汚濁防止法（以下、「法」という。）の施行令の改正により有害物質に追加され、有害物質としての規制が開始された。これにより、排水量に関わらず、すべての法対象事業場を対象に全国一律の排水基準が定められている。

また、大阪府では、府民の健康保護を図る観点から、平成14年3月29日に水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（以下、「上乗せ条例」という。）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「生活環境保全条例」という。）を改正し、ほう素等3項目を有害物質項目へ位置づけるとともに、排水基準の設定を行っている（表1-1）。

表1-1 ほう素等3項目に係る省令及び条例に基づく排水基準

項 目			排 水 基 準		(参考) 環境基準
			法対象事業場	条例対象事業場	
			省令⇒上乗せ条例	生活環境 保全条例	
ほう素及び その化合物	海域以外に 排出されるもの	上水道水源地域	10mg/L ⇒ 1mg/L	1 mg/L	1 mg/L (海域には適用 しない)
		その他の地域	10mg/L	10 mg/L	
	海域に排出されるもの		230mg/L ⇒ 10mg/L	10 mg/L	
ふっ素及び その化合物	海域以外に 排出されるもの	上水道水源地域	8mg/L ⇒ 0.8mg/L	0.8 mg/L	0.8 mg/L (海域には適用 しない)
		その他の地域	8mg/L	8 mg/L	
	海域に排出されるもの		15mg/L	15 mg/L	
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		上水道水源地域	100mg/L ⇒ 10mg/L	10 mg/L	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素と して 10mg/L
		その他の地域	100mg/L	100 mg/L	

注) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の排水基準値については、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量とする。

排水基準の適用に当たっては、排水基準を定める省令（以下、「省令」という。）、上乗せ条例及び生活環境保全条例ともに、経過措置として、排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種に属する事業場に対し、期間を定めて暫定排水基準を適用している。この経過措置については、次図に示すとおり過去3年ごとに見直しを行ってきた。

その結果、省令の暫定排水基準の適用業種は、当初は40業種であったが、現在の暫定排水基準（平成25年7月1日適用開始、平成28年6月31日適用期限）では13業種に絞られている。

また、上乘せ条例及び生活環境保全条例の暫定排水基準の適用業種は、当初は 40 業種であったが、現在の暫定排水基準（平成 23 年 4 月 1 日適用開始、平成 26 年 3 月 31 日適用期限）では 17 業種に絞られている。



上乘せ条例及び生活環境保全条例に基づき、ほう素等 3 項目の暫定排水基準が定められている業種等の区分数を、地域別及び項目別に整理すると表 1-2 のとおりとなる。

表 1-2 条例で暫定排水基準を定めている業種等区分の数

地域	項目	業種等区分数 <sup>(※)</sup>	
		上乘せ条例 (法対象事業場)	生活環境保全条例 (条例対象事業場)
上水道水源地域	ほう素	—	—
	ふっ素	1 (0)	—
	アンモニア等	6 (6)	2 (1)
その他の地域	ほう素	—	6 (0)
	ふっ素	2 (1)	3 (0)
	アンモニア等	—	5 (0)
海域	ほう素	10 (1)	6 (0)
	ふっ素	2 (1)	—
	アンモニア等	—	5 (0)

※ ( ) は府域に該当事業場が存在する業種等区分数で内数。

なお、上乘せ条例及び生活環境保全条例に基づく暫定排水基準は、上水道水源地域のアンモニア等については下表の既設事業場にのみ適用しているが、それ以外の地域及び項目については、既設事業場、新設事業場の区別なく適用している。

条例	業種	既設事業場
上乘せ条例	下水道業、 食料品製造業	平成 13 年 7 月 1 日現在の特定施設を平成 14 年 4 月 1 日において設置しているもの
	畜産農業、 し尿処理業	平成 13 年 7 月 1 日現在の特定施設を平成 17 年 4 月 1 日において設置しているもの
生活環境保全条例	食料品製造業	届出施設を平成 14 年 4 月 1 日において設置しているもの

## 2 公共用水域等のほう素等3項目に係る状況について

### (1) 公共用水域

公共用水域の水質測定計画に基づく平成21年度から24年度までの調査結果によれば、環境基準の適合状況は以下のとおりであった。表2-1に環境基準超過の状況をまとめた。

#### 1)ほう素

過去4年間で河川18地点で環境基準を超過して検出された事例があったが、東槇尾川、金熊寺川については周辺の地質の状況等から、それ以外の河川については感潮河川であることから、いずれも地質又は海水による自然由来によるものと考えられる。

なお、ほう素の環境基準は海域には適用されない。

#### 2)ふっ素

過去4年間で河川6地点で環境基準を超過して検出された事例があった。大正川については原因が不明であるが、それ以外の河川については感潮河川であることから、海水による自然由来によるものと考えられる。

なお、ふっ素の環境基準は海域には適用されない。

#### 3)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

河川・海域ともに過去4年間で環境基準を超過して検出された事例はなかった。

### (2) 上水道原水

河川表流水又は伏流水等を上水道原水として取水する浄水場において、水道事業者が平成23年度に実施した水質測定結果は表2-2のとおりで、ほう素等3項目について水道水質基準を超過した事例はなかった。

表2-1 ほう素等3項目の環境基準超過状況（平成21～24年度）  
※環境基準を超過して検出された地点の一覧を示す。

1) ほう素（環境基準：1mg/L以下）  
（単位：mg/L）

水 域	河 川 名	地 点 名	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
			m/n	最大	平均									
淀川 神崎川	淀川下流（2）	伝法大橋	1/2	1.8	1.2	/	/	/	/	/	/	1/2	2.8	1.4
	神崎川	千船橋	1/4	1.5	0.8	3/4	2.6	1.6	2/4	2.8	1.6	4/4	3.7	2.6
	左門殿川	辰巳橋	1/2	1.5	1.3	1/2	1.2	0.7	1/2	1.4	1.0	/	/	/
大阪市	正蓮寺川	北港大橋下流700m	2/2	2.4	2.1	2/2	2.7	2.2	1/2	3.0	1.9	2/2	4.8	4.2
	六軒家川	春日出橋	1/2	1.4	1.2	1/2	2.5	1.5	1/2	2.7	1.5	2/2	1.2	1.2
	安治川	天保山渡	2/2	2.2	1.9	2/2	3.7	2.6	1/2	3.4	2.1	2/2	3.3	3.2
	尻無川	甚兵衛渡	/	/	/	1/2	1.8	1.0	/	/	/	1/2	1.3	0.95
	木津川	千本松渡	1/2	1.1	1.0	1/2	2.2	1.4	1/2	2.1	1.2	2/2	1.6	1.4
	木津川運河	船町渡	2/2	2.2	1.9	2/2	3.4	2.6	2/2	3.7	2.4	2/2	3.6	2.9
泉 州	住吉川	住之江大橋下流1100m	2/2	2.1	1.9	2/2	2.2	1.8	2/2	2.2	1.8	2/2	2	1.9
	内川放水路	古川橋	/	/	/	/	/	/	2/2	3.4	2.3	/	/	/
	内川	豎川橋	/	/	/	1/2	2.1	1.6	/	/	/	/	/	/
	石津川	石津川橋	1/4	1.5	0.8	/	/	/	1/2	1.3	0.8	1/4	1.1	0.5
	王子川	新王子橋	/	/	/	2/2	2.2	2.0	1/2	1.3	0.7	1/2	1.2	0.8
	新川	河口水門	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1/2	1.1	0.61
	東横尾川	東桑橋	/	/	/	1/4	2.0	1.0	/	/	/	1/4	1.2	0.66
	津田川	昭代橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1/2	2.1	1.1
	金熊寺川	男里橋	1/4	1.7	0.6	1/4	2.5	0.9	1/4	1.2	0.4	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

2) かつ素（環境基準：0.8mg/L以下）  
（単位：mg/L）

水 域	河 川 名	地 点 名	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
			m/n	最大	平均	m/n	最大	平均	m/n	最大	平均	m/n	最大	平均
寝屋川	大正川	平野川合流直前	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1/6	0.97	0.31
大阪市	正蓮寺川	北港大橋下流700m	/	/	/	/	/	/	1/2	0.81	0.64	/	/	/
	安治川	天保山渡	/	/	/	1/2	0.85	0.63	/	/	/	/	/	/
	住吉川	住之江大橋下流1100m	/	/	/	/	/	/	1/2	1.3	0.81	/	/	/
泉 州	内川放水路	古川橋	/	/	/	/	/	/	1/2	0.86	0.64	/	/	/
	内川	豎川橋	/	/	/	1/2	1.0	0.59	/	/	/	/	/	/

3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（環境基準：10mg/L以下）

環境基準を超過して検出された事例はなかった。

表2-2 河川水・湖沼水を取水する水道原水の水質測定結果（年平均値及び最大値）

（平成23年度）

事業主体（注1）	浄水場名	水源名	注2） 番号	日平均 浄水量 （千㎡）	原水の種類	ほう素 （水道水質基準値：1mg/L）		ふっ素 （水道水質基準値：0.8mg/L）		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 （水道水質基準値：10mg/L）				
						測定回数	平均値	最大値	測定回数	平均値	最大値	測定回数	平均値	最大値
池田市、豊能町	古江浄水場	猪名川	2	34.5	ダム放流、表流水（自流）	4	<0.1	0.1	4	0.19	0.27	12	0.60	0.80
豊中市	柴原浄水場	猪名川	2	11.0	伏流水	4	<0.1	<0.1	12	0.23	0.26	12	1.36	1.95
能勢町	歌垣浄水場	歌垣貯水池	2	0.2	表流水（自流）、浄水受水	1	<0.1	<0.1	1	<0.08	<0.08	1	<1.0	<1.0
箕面市	箕面浄水場	箕面川	3	1.9	表流水（自流）	4	<0.1	<0.1	24	0.18	0.25	24	0.80	1.10
茨木市	十日市浄水場	安威川	4	11.8	深井戸水、浄水受水、伏流水	2	<0.1	<0.1	12	0.14	0.23	12	0.14	0.16
大阪府	庭窪浄水場	淀川	5	105.3	表流水（自流）	4	<0.1	<0.1	4	0.12	0.14	12	0.87	1.23
大阪府	村野浄水場	淀川	5	1,146.3	表流水（自流）	4	<0.1	<0.1	4	0.10	0.10	12	0.88	1.18
大阪府	三島浄水場	淀川	5	195.8	表流水（自流）	4	<0.1	<0.1	4	0.12	0.14	12	0.89	1.23
大阪府	柴島浄水場	淀川	5	554.3	表流水（自流）	4	<0.1	<0.1	12	0.09	0.11	12	0.90	1.33
大阪府	庭窪浄水場	淀川	5	381.7	表流水（自流）	4	0.0	0.0	12	0.09	0.11	12	0.90	1.42
大阪府	豊野浄水場	淀川	5	274.1	表流水（自流）	4	0.0	0.0	12	0.07	0.10	12	1.00	1.30
吹田市	泉浄水所	淀川	5	38.6	表流水（自流）	12	<0.2	<0.2	12	0.10	0.12	12	0.84	1.16
枚方市	中宮浄水場	淀川	5	110.5	表流水（自流）	4	<0.1	<0.1	4	<0.08	0.11	16	0.80	1.13
寝屋川市	香里浄水場	淀川	5	13.5	表流水（自流）	1	<0.1	<0.1	12	<0.08	0.11	12	0.90	1.30
守口市	守口市浄水場	淀川	5	49.0	表流水（自流）、浄水受水	12	<0.1	<0.1	12	0.08	0.10	12	0.90	1.22
羽曳野市	石川浄水場	石川	6	11.8	伏流水	2	0.1	0.1	24	0.16	0.18	24	1.28	1.50
河内長野市、富田林市	日野浄水場	石川滝畑ダム	6	17.3	ダム直接	18	<0.1	<0.1	18	<0.08	0.11	18	0.51	0.68
河内長野市	西代浄水場	石川	6	4.2	深井戸水、表流水（自流）	14	<0.1	0.1	14	0.16	0.21	14	0.67	0.99
河内長野市	三日月浄水場	石見川	6	2.0	表流水（自流）	14	<0.1	0.1	14	0.15	0.24	14	0.80	1.33
河内長野市	石見川浄水場	石見川	6	0.1	伏流水	10	<0.1	<0.1	10	0.15	0.17	10	0.71	1.14
千早赤阪村	岩井谷浄水場	岩井谷川	6	1.5	表流水（自流）	1	0.1	0.1	1	0.10	0.10	12	1.53	1.71
大阪狭山市	太満池浄水場	副池（深井戸と混合）	7	7.0	深井戸水、湖沼水	1	<0.1	<0.1	4	0.08	0.12	4	0.50	0.90
和泉市	和泉浄水場	光明池	8	5.7	湖沼水	1	0.1	0.1	8	0.13	0.16	8	0.85	1.11
和泉市	父鬼浄水場	父鬼川	8	1.3	表流水（自流）	1	<0.1	<0.1	12	0.06	0.07	12	0.66	0.95
泉北水道企業団	信太山浄水場	惣ヶ池	9	11.2	湖沼水	1	0.1	0.1	4	0.15	0.19	9	0.43	1.09
貝塚市	蕎原浄水施設	近木川	10	0.2	表流水（自流）	1	<0.1	<0.1	12	<0.05	0.05	12	0.60	0.77
熊取町	永楽浄水場	見出川（永楽ダム）	11	0.9	表流水（自流）	4	<0.1	<0.1	12	<0.08	<0.08	12	<1.00	<1.00
泉佐野市	日相野浄水場	大池	12	6.9	湖沼水、浄水受水	2	<0.1	<0.1	2	0.05	0.09	2	<0.1	<0.1
泉南市	大尾浄水場	金熊寺川、府営水道受水	14	2.5	浄水受水、伏流水	1	0.2	0.2	1	0.15	0.15	2	0.50	0.70
岬町	孝子浄水場	逢帰ダム	15	1.7	ダム直接	1	0.1	0.1	1	0.08	0.08	12	0.47	1.00

注1) 上水道事業で簡易水道事業を含まない

注2) 番号は、条例で定める上水道水源地域の番号（参考資料1の裏面参照）

注3) 出典 測定回数、平均値及び最大値：平成23年度水道統計調査（厚生労働省健康局水道課実施、大阪府環境衛生課まとめ）

### 3 経過措置見直しに当たっての基本的考え方

今回の経過措置の見直しに当たっての基本的考え方については、「ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて」（大阪府環境審議会答申 平成 22 年 12 月）の基本的考え方を踏まえ、地域区分による上乘せ排水基準や暫定排水基準の適用の考え方、省令の暫定排水基準との整合性の考え方等についても明確化することとし、次のとおりとした。

#### 考え方 1 上水道水源地域については、上水道水源保護の観点から、可能な限り早期に暫定排水基準を廃止

上水道水源地域に排出水を排出する法対象事業場に対しては、上乘せ条例において上水道水源保護の観点から、省令の一律排水基準より 10 倍厳しい環境基準に相当する上乘せ基準を一律に設定している。また、現在、一部業種を対象に、ふっ素及びアンモニア等の 2 項目について暫定排水基準を定めている。

上水道水源保護の観点からは、可能な限り早期に暫定排水基準を廃止し、上乘せ基準への移行を検討する。

ただし、一律排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種の事業場に対しては、法の暫定排水基準との整合にも配慮しつつ、暫定排水基準を引き続き適用する。

また、上水道水源地域については、現に上水用に原水を取水している地点より上流の公共用水域を対象としていることから、取水実態を踏まえて、必要な見直しを行う。

#### 考え方 2 上水道水源地域以外の陸域（その他の地域）の公共用水域については、省令の暫定排水基準の見直し等を踏まえ、強化又は継続を検討

上水道水源地域以外の陸域（その他の地域）に排出水を排出する法対象事業場に対しては、ふっ素について、上乘せ条例に基づく暫定排水基準を 2 業種についてのみ適用しており、その他については省令に基づく一律基準または暫定排水基準を適用している。

ふっ素に係る上乘せ条例の暫定排水基準は、2 業種の日平均排水量が 30 m<sup>3</sup>以上 50 m<sup>3</sup>未満の事業場に対して、省令の暫定排水基準（50mg/L）より厳しい値（15mg/L）を適用している。これは、府域においては、ふっ素について平成 13 年の省令改正前から省令又は条例に基づき日平均排水量 30 m<sup>3</sup>以上の事業場に対して、15mg/L を排水基準として排水規制を実施してきたことから、この排水規制の水準を維持し、早期の一律排水基準（8mg/L）への移行を促進するために実施しているものである。

このことから、省令の暫定排水基準が上乘せ条例の暫定排水基準より強化された場合は、省令と同様の暫定排水基準への移行を検討することとし、強化されなかった場合は、引き続き現在の暫定排水基準を適用する。

### 考え方3 海域については、公共用水域の保全の観点から陸域（その他の地域）に適用する暫定排水基準と同様の基準を適用

海域には、ほう素及びふっ素に係る環境基準は適用されないが、人為的な排出による海域の濃度上昇を抑制するため、海域に排水を排出する法対象事業場についても省令で排水基準が定められている。

ほう素については、省令の一律排水基準（230mg/L）に対して、上乘せ条例で一律に陸域（その他の地域）と同じ排水基準（10mg/L）を上乘せ排水基準として設定している。また、省令で陸域に暫定排水基準が設定されている業種に対しては、陸域より排水基準が厳しくならないよう、省令と同様の暫定排水基準（業種等区分により 50～500mg/L）を適用している。このため、省令の暫定排水基準の見直しを踏まえつつ、引き続き陸域と同様の暫定排水基準を適用することとする。

ふっ素に係る上乘せ条例の暫定排水基準は、2業種の日平均排水量が 30 m<sup>3</sup>以上 50 m<sup>3</sup>未満の事業場に対してのみ設定しており、省令の暫定排水基準（50mg/L）より厳しい値（15mg/L）を適用している。これは、府域においては、平成 13 年の省令改正前から省令又は条例に基づき日平均排水量 30 m<sup>3</sup>以上の事業場に対して、15mg/L を排水基準として排水規制を実施してきたことから、この排水規制の水準を維持し、早期の一律排水基準（15mg/L）への移行を促進するために実施しているものであり、引き続きこの暫定排水基準を適用することとする。

### 考え方4 生活環境保全条例対象事業場に適用する暫定排水基準については、法対象事業場と同様の排水基準を設定

生活環境保全条例に基づく排水規制については、これまで、法対象事業場と同様の排水基準を設定し適用してきたところである。こうした取組みは、上水道水源の保護をはじめとした府域の水質保全を図る上で、重要な役割を果たしていることから、これまでと同様の考え方で暫定排水基準を設定することとする。

### 考え方5 今回設定する暫定排水基準については、一定の適用期間の設定及び適切な見直しを実施

現時点で上乘せ基準等を技術的に遵守することが困難な業種については引き続き暫定排水基準を設定することとするが、排水処理等に関する技術開発の動向や排水実態、公共用水域での検出状況等を踏まえた適切な見直しが行われるよう、一定の適用期間を設定することとする。

## 4 ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直しについて

### (1) 暫定排水基準の見直し案について

上乗せ条例及び生活環境保全条例の暫定排水基準の見直し案について、平成25年7月1日から適用されている省令の暫定排水基準及び府域の工場・事業場における平成22年度から24年度の排水実態等を踏まえ、3で示した基本的考え方に照らして検討した。

#### 1) 上水道水源地域の法対象事業場について（考え方1）

##### ① ふっ素

- ・ 旅館業（日平均排水量が30 m<sup>3</sup>以上50 m<sup>3</sup>未満のもの）

より規模が大きい日平均排水量50 m<sup>3</sup>以上の事業場に適用される省令の暫定排水基準が15mg/Lであることを踏まえ、引き続き現行の暫定排水基準を適用する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)				
	事業場数	データ数	最大値 (mg/L)	省令一律基準	省令暫定基準	条例上乗せ基準	条例暫定基準	
							現行	見直し案
旅館業 （改正政令施行の際※、現に湧出していなかった温泉を利用するものであって日平均排水量が30 m <sup>3</sup> 以上50 m <sup>3</sup> 未満のもの） ※昭和49年12月1日	（該当事業場無し）			8	$\left[ \begin{array}{c} 50 \\ * \downarrow \\ 30 \end{array} \right]$	-	15	15

\*自然湧出以外のもの。

##### ② アンモニア等

- ・ 食料品製造業（日平均排水量が30 m<sup>3</sup>以上のもの）

該当事業場の排水実態をみると、排水は継続して上乗せ排水基準を満足していることから、暫定排水基準を廃止し上乗せ排水基準に移行する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)				
	事業場数	データ数	最大値 (mg/L)	省令一律基準	省令暫定基準	条例上乗せ基準	条例暫定基準	
							現行	見直し案
食料品製造業* （日平均排水量が30 m <sup>3</sup> 以上のもの）	2	13	2.1	100	-	10	20	廃止 (10)

\*暫定排水基準は既設事業場にのみ適用。

- ・ 畜産農業

該当事業場の排水実態をみると、定常的な排水がないケースが多く、特別な処理施設を設置するのは困難であることから、引き続き暫定排水基準を適用するが、省令の暫定排水基準に合わせて強化する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)				
	事業場数	データ数	最大値 (mg/L)	省令一律基準	省令暫定基準	条例上乗せ基準	条例暫定基準	
							現行	見直し案
畜産農業*	5	—	—	100	900 ↓ 700	10	900	700

\*暫定排水基準は既設事業場にのみ適用。

・下水道業等の4区分

該当事業場の排水実態をみると、特別な処理施設を設置するのは困難であること、一部の事業場を除けば上乗せ排水基準を満足するのは困難であることから、引き続き現行の暫定排水基準を適用する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)					
	事業場数	データ数	最大値 (mg/L)	省令一律基準	省令暫定基準	条例上乗せ基準	条例暫定基準		
							現行	見直し案	
下水道業*	4	455	20	100	— **170 ↓ 150	10	20	20	
食料品製造業* (日平均排水量が30 m <sup>3</sup> 未満のもの)	3	12	***120	100	—	10	100	100	
し尿処分量*	化学処理を行うものを除く	3	190	7.9	100	—	10	20	20
	化学処理を行うもの	1	72	26	100	—	10	30	30

\*暫定排水基準は既設事業場にのみ適用。

\*\*モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業からの汚水等を受け入れるもの。

\*\*\*平成22年度に暫定排水基準を超過したが、所管行政庁の指導により、平成23年度以降排水基準を満足している。

2) その他の地域の法対象事業場について (考え方2)

①ふっ素

・旅館業 (日平均排水量が30 m<sup>3</sup>以上50 m<sup>3</sup>未満のもの)

より規模が大きい日平均排水量50 m<sup>3</sup>以上の事業場に適用される省令の暫定排水基準が15mg/Lであることを踏まえ、引き続き現行の暫定排水基準を適用する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)				
	事業場数	データ数	最大値 (mg/L)	省令一律基準	省令暫定基準	条例上乗せ基準	条例暫定基準	
							現行	見直し案
旅館業 (改正政令施行の際*、現に湧出していなかった温泉を利用するものであって日平均排水量が30 m <sup>3</sup> 以上50 m <sup>3</sup> 未満のもの) ※昭和49年12月1日	(該当事業場無し)			8	50 ↓ *30	—	15	15

\*自然湧出以外のもの。

- ・電気めっき業（日平均排水量が 30 m<sup>3</sup>以上 50 m<sup>3</sup>未満のもの）

該当事業場の排水実態をみると、すべての該当事業場が省令の一律排水基準を満足するのは技術的に困難であると考えられるとともに、より規模が大きい日平均排水量 50 m<sup>3</sup>以上の事業場に適用される省令の暫定排水基準が 15mg/L であることを踏まえ、引き続き現行の暫定排水基準を適用する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)				
	事業場数	データ数	最大値 (mg/L)	省令一律基準	省令暫定基準	条例上乗せ基準	条例暫定基準	
							現行	見直し案
電気めっき業 (日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満のもの)	8	38	*22	8	50	—	15	15

\* 1 事業場で平成 22、23 年度に排水基準を超過した事例があるが、所管行政庁の指導により、平成 24 年度以降排水基準を満足している。

### 3) 海域の法対象事業場について（考え方 3）

#### ① ほう素

- ・ほう酸製造業

省令の陸域の暫定排水基準が廃止されたことを踏まえ、暫定排水基準を廃止して上乗せ排水基準を適用する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)				
	事業場数	データ数	最大値 (mg/L)	省令一律基準	省令暫定基準	条例上乗せ基準	条例暫定基準	
							現行	見直し案
ほう酸製造業	(該当事業場無し)			230	—	10	80	廃止 (10)

- ・うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に供するものを製造するもの）等の 3 区分

陸域より排水基準が厳しくならないよう引き続き陸域と同様の暫定排水基準を適用する。省令の陸域の暫定排水基準が 150mg/L から 100~140mg/L に強化して継続されたことを踏まえ、同様に暫定排水基準を強化する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)				
	事業場数	データ数	最大値 (mg/L)	省令一律基準	省令暫定基準	条例上乗せ基準	条例暫定基準	
							現行	見直し案
うわ薬製造業 (うわ薬瓦の製造に供するものを製造するもの)	(該当事業場無し)			230	—	10	150	140
粘土瓦製造業 (うわ薬瓦を製造するもの)	(該当事業場無し)			230	—	10	150	120
金属鋳業	(該当事業場無し)			230	—	10	150	100

・ほうろう鉄器製造業等の5区分

陸域より排水基準が厳しくならないよう引き続き陸域と同様の暫定排水基準を適用する。省令の陸域の暫定排水基準と同様、引き続き現行の暫定排水基準を適用する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)				
	事業場数	データ数	最大値 (mg/L)	省令一律基準	省令暫定基準	条例上乗せ基準	条例暫定基準	
							現行	見直し案
ほうろう鉄器製造業	(該当事業場無し)			230	—	10	50	50
うわ薬製造業 (ほうろううわ薬を製造するもの)	(該当事業場無し)			230	—	10	50	50
貴金属製造・再生業	(該当事業場無し)			230	—	10	50	50
下水道業 (旅館業(温泉を利用するもの)に属する特定事業場から排出される水を受入れているもので一定の条件に該当するもの)	(該当事業場無し)			230	—	10	50	50
旅館業 (温泉を利用するもの)	(該当事業場無し)			230	500	10	500	500

②ふっ素

・旅館業(日平均排水量が30 m<sup>3</sup>以上50 m<sup>3</sup>未満のもの)

より規模が大きい日平均排水量50 m<sup>3</sup>以上の事業場に適用される省令の一律排水基準が15mg/Lであることを踏まえ、引き続き現行の暫定排水基準を適用する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)				
	事業場数	データ数	最大値 (mg/L)	省令一律基準	省令暫定基準	条例上乗せ基準	条例暫定基準	
							現行	見直し案
旅館業 (改正政令施行の際※、現に湧出していなかった温泉を利用するものであって日平均排水量が30 m <sup>3</sup> 以上50 m <sup>3</sup> 未満のもの) ※昭和49年12月1日	(該当事業場無し)			15	50 [* ↓] 30	—	15	15

\*自然湧出以外のもの。

・電気めっき業(日平均排水量が30 m<sup>3</sup>以上50 m<sup>3</sup>未満のもの)

より規模が大きい日平均排水量50 m<sup>3</sup>以上の事業場に適用される省令の一律排水基準が15mg/Lであることを踏まえ、引き続き現行の暫定排水基準を適用する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)				
	事業場数	データ数	最大値 (mg/L)	省令一律基準	省令暫定基準	条例上乗せ基準	条例暫定基準	
							現行	見直し案
電気めっき業 (日平均排水量が30 m <sup>3</sup> 以上50 m <sup>3</sup> 未満のもの)	(該当事業場無し)			15	50	—	15	15

#### 4) 生活環境保全条例対象事業場について（考え方4）

##### ア. 上水道水源地域

##### ①アンモニア等

- ・食料品製造業（日平均排水量が 30 m<sup>3</sup>以上のもの）

上乘せ条例の暫定排水基準の見直し案（暫定排水基準を廃止）を踏まえ、暫定排水基準を廃止し、一律排水基準に移行する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)		
	事業場数	データ数	最大値 (mg/L)	条例一律基準	条例暫定基準	
					現行	見直し案
食料品製造業* (日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上のもの)	(該当事業場無し)			10	20	廃止 (10)

\*暫定排水基準は既設事業場にのみ適用。

- ・食料品製造業（日平均排水量が 30 m<sup>3</sup>未満のもの）

該当事業場の排水実態をみると、特別な処理施設を設置するのは困難であること、一部の事業場を除けば上乘せ排水基準を満足するのは困難であることから、引き続き現行の暫定排水基準を適用する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)		
	事業場数	データ数	最大値 (mg/L)	条例一律基準	条例暫定基準	
					現行	見直し案
食料品製造業* (日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 未満のもの)	3	12	**120	10	100	100

\*暫定排水基準は既設事業場にのみ適用。

\*\*平成 22 年度に暫定排水基準を超過したが、所管行政庁の指導により、平成 23 年度以降排水基準を満足している。

##### イ. その他の地域

##### ①ほう素

- ・ほう酸製造業

省令の暫定排水基準が廃止されたことを踏まえ、暫定排水基準を廃止し一律排水基準に移行する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)		
	事業場数	データ数	最大値 (mg/L)	条例一律基準	条例暫定基準	
					現行	見直し案
ほう酸製造業	(該当事業場無し)			10	80	廃止 (10)

- ・うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に供するものを製造するもの）等の 2 区分

省令の暫定排水基準が 150mg/L から 120~140mg/L に強化されたことを踏まえ、暫

定排水基準を強化する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)		
	事業 場数	デー タ数	最大値 (mg/L)	条例 一律 基準	条例 暫定基準	
					現行	見直 し案
うわ薬製造業 (うわ薬瓦の製造に供するものを製造するもの)	(該当事業場無し)			10	150	140
粘土瓦製造業 (うわ薬瓦を製造するもの)	(該当事業場無し)			10	150	120

・ほうろう鉄器製造業等の3区分

省令の暫定排水基準が 50mg/L で維持されたことを踏まえ、引き続き現行の暫定排水基準を適用する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)		
	事業 場数	デー タ数	最大値 (mg/L)	条例 一律 基準	条例 暫定基準	
					現行	見直 し案
ほうろう鉄器製造業	(該当事業場無し)			10	50	50
うわ薬製造業 (ほうろううわ薬を製造するもの)	(該当事業場無し)			10	50	50
貴金属製造・再生業	(該当事業場無し)			10	50	50

②ふっ素

・化学肥料製造業

省令の暫定排水基準が廃止されたことを踏まえ、暫定排水基準を廃止し一律排水基準に移行する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)		
	事業 場数	デー タ数	最大値 (mg/L)	条例 一律 基準	条例 暫定基準	
					現行	見直 し案
化学肥料製造業	(該当事業場無し)			8	10	廃止 (8)

・ほうろう鉄器製造業等の2区分

省令の暫定排水基準が 15mg/L で維持されたことを踏まえ、引き続き現行の暫定排水基準を適用する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)		
	事業 場数	デー タ数	最大値 (mg/L)	条例 一律 基準	条例 暫定基準	
					現行	見直 し案
ほうろう鉄器製造業	(該当事業場無し)			8	15	15
うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するもの)	(該当事業場無し)			8	15	15

③アンモニア等

- ・酸化コバルト製造業等の5区分

省令の暫定排水基準が強化されたことを踏まえ、暫定排水基準を強化する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)		
	事業場数	データ数	最大値 (mg/L)	条例一律基準	条例暫定基準	
					現行	見直し案
酸化コバルト製造業	(該当事業場無し)			100	220	160
畜産農業	(該当事業場無し)			100	900	700
ジルコニウム化合物製造業	(該当事業場無し)			100	1000	700
モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	(該当事業場無し)			100	1800	1700
貴金属製造・再生業	(該当事業場無し)			100	3600	3000

ウ. 海域

①ほう素

- ・ほう酸製造業

省令の暫定排水基準が廃止されたことを踏まえ、暫定排水基準を廃止し一律排水基準に移行する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)		
	事業場数	データ数	最大値 (mg/L)	条例一律基準	条例暫定基準	
					現行	見直し案
ほう酸製造業	(該当事業場無し)			10	80	廃止 (10)

- ・うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に供するものを製造するもの）等の2区分

省令の暫定排水基準が 150mg/L から 120~140mg/L に強化されたことを踏まえ、暫定排水基準を強化する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)		
	事業場数	データ数	最大値 (mg/L)	条例一律基準	条例暫定基準	
					現行	見直し案
うわ薬製造業 (うわ薬瓦の製造に供するものを製造するもの)	(該当事業場無し)			10	150	140
粘土瓦製造業 (うわ薬瓦を製造するもの)	(該当事業場無し)			10	150	120

- ・ほうろう鉄器製造業等の3区分

省令の暫定排水基準が 50mg/L で維持されたことを踏まえ、引き続き現行の暫定排水基準を適用する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)		
	事業場数	データ数	最大値 (mg/L)	条例一律基準	条例暫定基準	
					現行	見直し案
ほうろう鉄器製造業	(該当事業場無し)			10	50	50
うわ薬製造業 (ほうろううわ薬を製造するもの)	(該当事業場無し)			10	50	50
貴金属製造・再生業	(該当事業場無し)			10	50	50

## ②アンモニア等

### ・酸化コバルト製造業等の5区分

省令の暫定排水基準が強化されたことを踏まえ、暫定排水基準を強化する。

業種等区分	排水実態			排水基準 (mg/L)		
	事業場数	データ数	最大値 (mg/L)	条例一律基準	条例暫定基準	
					現行	見直し案
酸化コバルト製造業	(該当事業場無し)			100	220	160
畜産農業	(該当事業場無し)			100	900	700
ジルコニウム化合物製造業	(該当事業場無し)			100	1000	700
モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	(該当事業場無し)			100	1800	1700
貴金属製造・再生業	(該当事業場無し)			100	3600	3000

以上の検討結果を踏まえ、上乘せ条例の暫定排水基準の見直し案を表4-1のとおり、生活環境保全条例の暫定排水基準の見直し案を表4-2のとおりとすることが適当である。

上乘せ条例及び生活環境保全条例に基づく暫定排水基準の見直し業種等区分数を、表4-3に示す。

なお、項目、地域、業種等区分ごとの検討内容の詳細については、参考資料に示す。

表4-1. 上乘せ条例に基づく暫定排水基準の見直し案

(網掛けは適用される排水基準が強化されることになるもの)

### ①上水道水源地域

項目	業種	暫定排水基準 (mg/L)	
		現行	見直し案
ふっ素	旅館業 (改正政令施行の際※、現に湧出していなかった温泉を利用するものであって日平均排水量が30 m <sup>3</sup> 以上50 m <sup>3</sup> 未満のもの) ※昭和49年12月1日	15	15
	畜産農業*	900	700
アンモニア等	食料品製造業* (日平均排水量30 m <sup>3</sup> 以上のもの)	20	廃止(上乘せ排水基準10mg/Lを適用)
	食料品製造業* (日平均排水量が30 m <sup>3</sup> 未満のもの)	100	100

	下水道業*	20	20
	し尿処分業* (化学処理を行うものを除く)	20	20
	し尿処分業* (化学処理を行うもの)	30	30

\*暫定排水基準は既設事業場にのみ適用。

## ②その他の地域

項目	業種	暫定排水基準 (mg/L)	
		現行	見直し案
ふっ素	電気めっき業 (日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満のもの)	15	15
	旅館業 (改正政令施行の際※、現に湧出していなかった温泉を利用するものであって日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満のもの) ※昭和 49 年 12 月 1 日	15	15

## ③海域

項目	業種	暫定排水基準 (mg/L)	
		現行	見直し案
ほう素	うわ薬製造業 (うわ薬瓦の製造に供するものを製造するもの)	150	140
	粘土瓦製造業 (うわ薬瓦を製造するもの)	150	120
	金属鉱業	150	100
	電気めっき業	50	40
	ほう酸製造業	80	廃止 (上乘せ排水基準 10mg/L を適用)
	ほうろう鉄器製造業	50	50
	うわ薬製造業 (ほうろううわ薬を製造するもの)	50	50
	貴金属製造・再生業	50	50
	旅館業 (温泉を利用するもの)	500	500
	下水道業 (旅館業 (温泉を利用するもの) に属する特定事業場から排出される水を受入れているもので一定の条件に該当するもの)	50	50
ふっ素	電気めっき業 (日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満のもの)	15	15
	旅館業 (改正政令施行の際※、現に湧出していなかった温泉を利用するものであって日平均排水量が 30 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満のもの) ※昭和 49 年 12 月 1 日	15	15

表4-2. 生活環境保全条例に基づく暫定排水基準の見直し案

(網掛けは適用される排水基準が強化されることになるもの)

①上水道水源地域

項目	業種	暫定排水基準 (mg/L)	
		現行	見直し案
アンモニア等	食料品製造業* (日平均排水量 30 m <sup>3</sup> 以上のもの)	20	廃止 (一律排水基準 10mg/L を適用)
	食料品製造業* (日平均排水量 30 m <sup>3</sup> 未満のもの)	100	100

\*暫定排水基準は既設事業場にのみ適用。

②その他の地域

項目	業種	暫定排水基準 (mg/L)	
		現行	見直し案
ほう素	うわ薬製造業 (うわ薬瓦の製造に供するものを製造するもの)	150	140
	粘土瓦製造業 (うわ薬瓦を製造するもの)	150	120
	ほう酸製造業	80	廃止 (一律排水基準 10mg/L を適用)
	ほうろう鉄器製造業	50	50
	うわ薬製造業 (ほうろううわ薬を製造するもの)	50	50
	貴金属製造・再生業	50	50
ふっ素	化学肥料製造業	10	廃止 (一律排水基準 8mg/L を適用)
	ほうろう鉄器製造業	15	15
	うわ薬製造業 (ほうろううわ薬を製造するもの)	15	15
アンモニア等	酸化コバルト製造業	220	160
	畜産農業	900	700
	ジルコニウム化合物製造業	1000	700
	モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	1800	1700
	貴金属製造・再生業	3600	3000

③海域

項目	業種	暫定排水基準 (mg/L)	
		現行	見直し案
ほう素	うわ薬製造業 (うわ薬瓦の製造に供するものを製造するもの)	150	140
	粘土瓦製造業 (うわ薬瓦を製造するもの)	150	120
	ほう酸製造業	80	廃止 (一律排水基準 10mg/L を適用)
	ほうろう鉄器製造業	50	50
	うわ薬製造業 (ほうろううわ薬を製造するもの)	50	50
	貴金属製造・再生業	50	50

アンモニア等	酸化コバルト製造業	220	160
	畜産農業	900	700
	ジルコニウム化合物製造業	1000	700
	モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	1800	1700
	貴金属製造・再生業	3600	3000

表4-3 暫定排水基準見直し業種等区分数

地域	項目	業種等区分の数 <sup>(※)</sup>							
		上乗せ条例				生活環境保全条例			
		現行	見直し案			現行	見直し案		
			廃止 (一律基準 へ移行)	継続 (基準値を 強化)	継続 (現行どお り)		廃止 (一律基準 へ移行)	継続 (基準値を 強化)	継続 (現行どお り)
上水道 水源 地域	ほう素	—	—	—	—	—	—	—	—
	ふっ素	1	0	0	1	—	—	—	—
	アンモニア等	6(6)	1(1)	1(1)	4(4)	2(1)	1	0	1(1)
その他 の地域	ほう素	—	—	—	—	6	1	2	3
	ふっ素	2(1)	0	0	2(1)	3	1	0	2
	アンモニア等	—	—	—	—	5	0	5	0
海域	ほう素	10(1)	1	4(1)	5	6	1	2	3
	ふっ素	2(1)	0	0	2(1)	—	—	—	—
	アンモニア等	—	—	—	—	5	0	5	0

※ ( ) は府域に該当事業場が存在する業種等区分数で内数。

## (2) 暫定排水基準の適用期間について

引き続き暫定排水基準を適用する必要がある業種については、これまで同様、適用期間を法と同様に3年間とし、適切に見直しを行う必要がある。

なお、暫定排水基準の見直しにより、現行からの規制強化となる場合があるが、本来適用される基準より緩い暫定排水基準の見直しであることから、これまでの見直しと同様、猶予期間は設定しないことが適当である。

## 5 上水道水源地域の見直しについて

上乗せ条例及び生活環境保全条例では、現在、15 の地域を上水道水源地域として定めている。また、上水道水源地域に排水する法対象事業場及び条例対象事業場の有害物質に係る排水基準については、水源の安全性を確保するため、原則として環境基準値と同じ値（省令の排水基準の 1/10 の値）を適用している。

「ほう素等の排水基準の設定等について」（大阪府環境審議会答申 平成 13 年 12 月）において、上水道水源地域については、「現に上水用に原水を取水している地点より上流の公共用水域を対象とすることが適当である。」としている。

この考え方を踏まえ、府域の浄水場における表流水又は伏流水等の取水状況について確認したところ、表流水又は伏流水等の取水を停止した浄水場が複数あったが、上乗せ条例及び生活環境保全条例に規定する上水道水源地域の範囲の見直しが必要となるのは表 5-1 に示す地域であった。

表 5-1 見直しが必要な上水道水源地域

上水道水源地域	関連浄水場及びその取水状況	見直しの考え方
大阪狭山市に位置する副池及びこれから上流の西除川並びにこれらに流入する公共用水域に係る地域	大阪狭山市太満池浄水場 →取水廃止	上水道水源地域から削除する。
近畿自動車道和歌山線金熊寺川橋下流端から上流の金熊寺川及びこれに流入する公共用水域に係る地域	泉南市六尾浄水場 →取水廃止 泉南市童子畑簡易浄水場 →取水廃止 泉南市葛畑簡易浄水場 →取水継続	取水が継続している葛畑簡易浄水場取水地点より上流の地域に見直す。 ※図 5-1 を参照

これを踏まえ、表 5-2 及び図 5-2 のとおり、上水道水源地域を見直すことが適当である。

表5-2 上水道水源地域の見直し案

番号	現行の上水道水源地域	見直し案
1	豊能郡能勢町天王簡易水道取水地点から上流の公共用水域に係る地域	(現行どおり)
2	軍行橋下流端から上流の猪名川及びこれに流入する公共用水域に係る地域	(現行どおり)
3	箕面市箕面浄水場取水地点から上流の箕面川及びこれに流入する公共用水域に係る地域	(現行どおり)
4	中央自動車道西宮線安威川橋下流端から上流の安威川及びこれに流入する公共用水域に係る地域	(現行どおり)
5	淀川大堰から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域に係る地域	(現行どおり)
6	近畿日本鉄道株式会社南大阪線石川橋橋りょう下流端から上流の石川及びこれに流入する公共用水域に係る地域	(現行どおり)
7	大阪狭山市に位置する副池及びこれから上流の西除川並びにこれらに流入する公共用水域に係る地域	削除
8	堺市及び和泉市に位置する光明池並びにこれに流入する公共用水域に係る地域	(現行どおり)
9	和泉市に位置する惣ガ池及びこれに流入する公共用水域に係る地域	(現行どおり)
10	貝塚市蓄原簡易水道取水地点から上流の東手川及びこれに流入する公共用水域に係る地域	(現行どおり)
11	泉南郡熊取町に位置する永楽ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域	(現行どおり)
12	泉佐野市に位置する大池及びこれに流入する公共用水域に係る地域	(現行どおり)
13	泉佐野市に位置する稲倉池及びこれに流入する公共用水域に係る地域	(現行どおり)
14	近畿自動車道和歌山線金熊寺川橋下流端から上流の金熊寺川及びこれに流入する公共用水域に係る地域	泉南市葛畑簡易水道取水地点から上流の公共用水域に係る地域
15	泉南郡岬町に位置する逢帰ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域	(現行どおり)

图 5-1 金熊寺川流域图





## 参考資料

次ページ以降の表「暫定排水基準の適用状況」の見方

○ほうろう鉄器製造業に適用されるほう素の排水基準の場合

暫定排水基準の適用状況(ほう素) (省令排水基準(暫定)欄の「一数值」は、省令改正後の暫定排水基準値)

暫定排水基準適用業種	水質汚濁防止法						生活環境保全条例			
	省令排水基準			上乗せ条例排水基準			生環条例排水基準			
	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	
ほうろう鉄器製造業	海域以外	10	50	上水道水源地域	1	—	①			
				その他の地域	—	—				②
	海域	230	—	海域	10	50	③			
							上水道水源地域	1	—	④
							その他の地域、海域	10	50	⑤

### 表の見方

#### 水質汚濁防止法対象事業場

- ・ 上水道水源地域：省令で一律排水基準（10 mg/L）と暫定排水基準（50 mg/L）が設定されているが、上乗せ条例に基づく上乗せ排水基準（1mg/L）が設定されているため、上乗せ排水を適用（①）
- ・ その他の地域：省令で一律排水基準（10 mg/L）と暫定排水基準（50 mg/L）が設定されている。上乗せ条例で排水基準が設定されていないため、省令の暫定排水基準（50 mg/L）を適用（②）
- ・ 海域：省令の一律排水基準（230mg/L）に上乗せ排水基準（10mg/L）が設定されているが、上乗せ条例の暫定排水基準（50mg/L）が設定されているため、暫定排水基準（50mg/L）を適用（③）

#### 生活環境保全条例対象事業場

- ・ 上水道水源地域：生活環境保全条例に基づく上水道水源地域の一律排水基準（1mg/L）を適用（④）
- ・ その他の地域、海域：生活環境保全条例に基づく一律排水基準（10mg/L）に対し、暫定排水基準（150mg/L）が設定されているため、暫定排水基準（150mg/L）を適用（⑤）